

は じ め に

平成17年度の調査研究および試験検査等の業務実績について、ここに所報第39号として取りまとめました。

昭和29年に創設された当研究所は、山形県民の健康と公衆衛生の向上等を図るため、半世紀以上にわたって、県における科学的・技術的中核機関としての役割を担って参りました。本年4月に当研究所に赴任し、これまでの所報を紐解いてみましたが、職員数は20年以上前から現在と同様の30人前後で推移し、少数精鋭で研究と試験検査、さらには県内の試験検査担当職員の研修等に奮闘してきたことを実感した次第です。

ところで、新型インフルエンザのパンデミックへの導火線が短くなっているといわれています。新型ウイルスで問題となっているのはA型ですが、当研究所は昭和39年に「C型インフルエンザ」のウイルスの分離に国内で初めて成功した施設であるということも、最近教えてもらったところです。このような伝統ある部門を今後も育てながら、微生物部、理化学部および生活企画部の3部が連携して、所全体の機能強化を図りたいと考えております。さらに最近、県内の各保健所はもちろん、県の学術振興課のご支援のもと、他の部局（農林、工業関係）の研究機関と連携しながら、健康づくりと疾病予防、健康危機管理、および山形県の産業振興に寄与する研究等に取り組んでいるところです。その一端について、本書を通じてご覧いただければ幸いです。

地方分権の名のもとに、地方衛生研究所は（地研だけでなく、保健所も同様ですが）、全国的にその名称自体が多様化し、機能や研究予算、人員組織の規模等を含めて極めて不均一な状態になっております。地方分権を意識した法的整備の方法としては、地域の健康危機管理体制等を確保するために、地研として基本的に果たすべき機能（必須機能）をより明確化したうえで、都道府県等は、そのような基本機能を必ず担わなければならないと規定する方法、すなわち「機能必置」の規定を地域保健法あるいは国民保護法等に盛り込むのが一案だと個人的には考えております。

そのためには、「まず足元から始めよ！」で、当研究所から地研の基本機能の例示ができるように、今後とも職員全員が一丸となって努力していく所存です。他の研究機関等の皆様からは、引き続きご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年12月

山形県衛生研究所

所長 阿 彦 忠 之